

当麻町
新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年12月

目次

I	はじめに	1
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
4	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	7
5	対策推進のための役割分担	8
6	行動計画の主要6項目	10
(1)	実施体制	10
(2)	サーベイランス・情報収集	11
(3)	情報提供・共有	12
(4)	予防・まん延防止	13
(5)	医療	17
(6)	町民生活及び地域経済の安定の確保	18
7	発生段階	18
III	各段階における対策	20
1	未発生期	20
(1)	実施体制	20
(2)	サーベイランス・情報収集	21
(3)	情報提供・共有	21
(4)	予防・まん延防止	21
(5)	医療	22
(6)	町民生活及び地域経済の安定の確保	22
2	海外発生期	23
(1)	実施体制	23
(2)	サーベイランス・情報収集	23

(3) 情報提供・共有	24
(4) 予防・まん延防止	24
(5) 医療	25
(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保	25
3 国内発生早期	25
(1) 実施体制	26
(2) サーベイランス・情報収集	26
(3) 情報提供・共有	27
(4) 予防・まん延防止	27
(5) 医療	28
(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保	28
4 国内感染期	29
(1) 実施体制	30
(2) サーベイランス・情報収集	30
(3) 情報提供・共有	31
(4) 予防・まん延防止	31
(5) 医療	32
(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保	33
5 小康期	34
(1) 実施体制	34
(2) サーベイランス・情報収集	35
(3) 情報提供・共有	35
(4) 予防・まん延防止	35
(5) 医療	36
(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保	36
(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	37
(付属資料) 用語解説	40

I はじめに

1 国における取組み

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。国では、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしています。

このため、国では、平成24年4月に、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最少となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定したものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとしています。

国は、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年11月に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行ってきました。その後、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び免疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことや平成21年に国内でも大流行となった新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応において、多くの知見や教訓等が得られたことを受け、平成21年2月及び平成23年9月に抜本的な改定を行ってきました。

2 北海道における取組み

北海道では、国において、平成17年11月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定したことを受け、国の行動計画を基本として、同年12月に「北海道新型インフルエンザ対策行動計画」を策定するとともに、平成21年5月には、国が行動計画を全面的に見

直したことを踏まえ、北海道の行動計画の抜本的改定を行いました。

さらに、特措法第7条に基づき平成25年6月7日に政府が策定した「新型インフルエンザ等政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を基本として、平成25年10月31日に「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「北海道行動計画」という。）を策定しました。

3 町行動計画の策定

町では、特措法第7条に基づき、国及び北海道がそれぞれ「政府行動計画」、「北海道行動計画」を策定したことを受けて、特措法第8条に基づき、「当麻町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を策定するものとします。

町行動計画は、町における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や町が実施する措置等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりです。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は特措法の対象ではないが、政府行動計画及び北海道行動計画において関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応について、参考として示していることから、町としても、町行動計画の関連事項として、北海道による対策の概要を示します。

また、町行動計画は、政府が新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて改定する政府行動計画及び北海道行動計画に対応して、必要な変更を行うこととします。

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

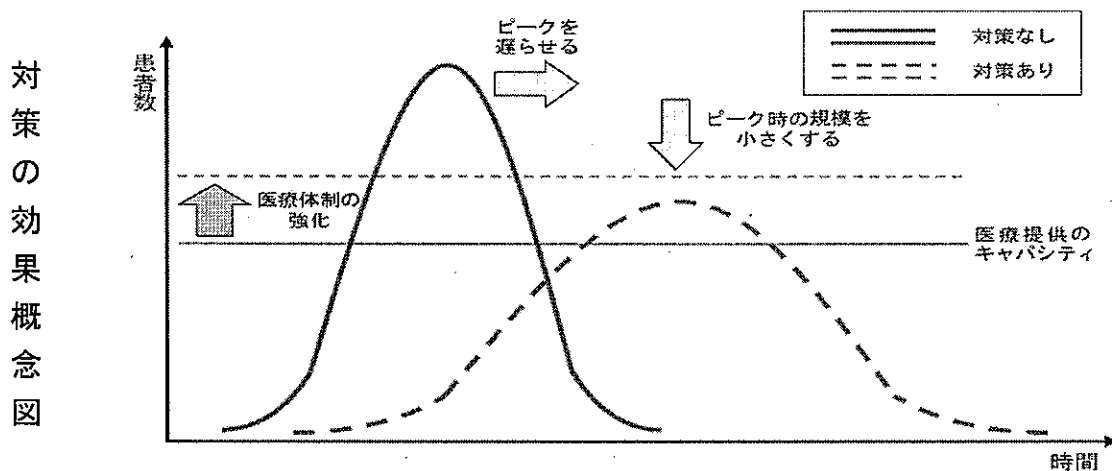
政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であるとしています。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられ、病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねないものであり、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、対策を講じていく必要があるとしており、町としても国及び北海道と緊密に連携し、国及び北海道と同様に次の2点を主たる目的として対策を進めます。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護します

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保します。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療供給のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

(2) 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最少となるようにします

- ・地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らします。
- ・北海道、近隣市町村、関係機関と連携を図り、事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。



2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザのパンデミックの経緯等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないとしています。また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしています。

国としては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、地理的条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととし、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立するとしています。なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定することとしています。

町としても、こうした国の基本的な考え方を踏まえながら、北海道及び近隣市町村と連携を図り、町における新型インフルエンザ等対策に取り組むこととします。以下は政府行動計画に即した基本的考え方です。

町の取組みの考え方

- ・発生前の段階では、水際対策への協力、医療体制の整備、予防接種が出来る体制の整備、町民及び事業者に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要です。
- ・道内の発生当初の段階では、北海道と連携し、患者の入院措置に対する協力、感染のおそれのある者の外出自粛要請、病原性に依りて、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じます。
- ・国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、国及び北海道において過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施しますが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしています。また、状況の進

展に応じて、必要性が低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしています。町においても、国及び北海道と連携し、状況に応じた適切な対策へと見直しを図ることとします。

- ・道内で感染が拡大した段階では、町は、国、北海道、近隣市町村、事業者等と相互に連携して、医療の確保や町民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要がありますが、社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されます。あらかじめ決めておいた通りにはいかないことが考えられるため、社会の状況を的確に把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められることとなります。
- ・事態によっては、実情等に応じて、北海道新型インフルエンザ等対策本部（以下「北海道対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮、工夫を行います。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、特措法に基づき、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要です。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要です。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要です。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、町、北海道、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要です。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町、北海道及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備えるとともに、発生した時には、特措法その他の法令、町行動計画及び北海道行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととします。この場合において、次の点に留意します。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとなります。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する必要があります。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

当麻町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）、北海道対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

町対策本部長は、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う必要があると判断した場合には、北海道対策本部長に対して、速やかに所要の総合調整が行われるよう要請します。

(4) 記録の作成・保存

町は、発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表することとします。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念されます。

新型インフルエンザ発生時の流行規模は、発生した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、現時点でそれを完全に予測することは難しい現状にあります。政府行動計画及び北海道行動計画では、有効な対策を考える上で、被害想定として、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に患者数等の流行規模に関する数値を置いており、これを町の人口比で算出すると、被害想定は次のようになります。

	国（約1億2000万人）		北海道（約550万人）		当麻町（約7,000人）	
感染者数 （人口の25%）	約3,150万人		約135万4,500人 （対国比4.3%）		約1,750人 （対国比0.0056%）	
医療機関受診患者数	約1,300万人 ～約2,500万人		約55万9千人 ～約107万5千人		約720人～約1,390人	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約53万人	約200万人	約2万3千人	約8万6千人	約29人	約111人
死亡者数	約17万人	約64万人	約7千人	約2万8千人	約9人	約35人
1日当たり最大入院患者数	約10万 1千人	約39万 9千人	約4,300人	約1万7千人	約6人	約22人

なお、政府行動計画では、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要があるとしています。

また、被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととしています。

更に、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難ですが、

新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところです。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなることから、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要があります。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

政府行動計画では、新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定されるとしています。

- ① 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患します。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰します。
- ② ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

5 対策推進のための役割分担

対策を推進するため、政府行動計画に基づき、各関係機関は次の役割を担うこととします。

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁

対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きながら、対策を進めます。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

【北海道】

北海道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断と対応に努めます。

【当麻町】

町は、住民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や、生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。対策の実施に当たっては、北海道や近隣の市町村と緊密な連携を図ることとします。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定や地域における医療連携体制の整備を進めることが重要です。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めるものとしてします。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

特措法第2条に規定する指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

(5) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要であり、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められます。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

(7) 町民

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

6 行動計画の主要6項目

町行動計画では、政府行動計画及び北海道行動計画に合わせ、発生段階ごとに、実施体制、サーベイランス・情報収集、情報提供・共有、予防・まん延防止、医療、町民生活・地域経済の安定の確保の6つの分野ごとに対策を進めます。項目毎の対策については、発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点等については以下のとおりです。

(1) 実施体制

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の病原性が高く感染力が強い場合、多数

の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるとしています。このため、国、地方公共団体、事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められるとしていることから、町としても関係機関・団体が一体となった対策を進めるよう努めます。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、事前準備の進捗を確認し、庁内関係部局等の連携を確保しながら、庁内が一体となった取組みを推進します。さらに、関係部局等においては、北海道、近隣市町村及び事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進めます。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、政府対策本部（本部長：内閣総理大臣）設置に併せ、北海道対策本部（本部長：知事）が設置されることになり、国及び北海道からの要請に応じた協力・連携の強化を図り、庁内関係部局・関係機関が一体となった対策の推進に努めます。

さらに、国において、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認めて特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われたときは、町対策本部を設置し、必要な措置を講ずることとします。

町対策本部の構成

本部長：町長

副本部長：副町長、教育長

本部員：各課長（同等の職にある者を含む）、大雪消防組合当麻消防署長

事務局：健康福祉課

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取することとします。

(2) サーベイランス・情報収集

町は、政府行動計画及び北海道行動計画に基づくサーベイランスについて必要な協力を行い、新型インフルエンザ等対策のため、サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用するとともに、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立つ

てます。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、道、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、道、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須です。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する必要があります。

イ 情報提供手段の確保

町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がいのある方など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速な情報提供に努めます。

ウ 発生前における町民への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供します。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関する周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に町民に正しく行動してもらう上で必要です。特に、児童生徒等に対しては、学校は集団感染が発生しやすいなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健衛生部局や教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要です。

エ 発生時における情報提供

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行うこととします。

町は、国や北海道が行う情報発信に協力するとともに、国や北海道が行う情報提供に合わせ、町民に対し、適切な情報提供に努めます。

また、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供

に活かしていくこととします。

(4) 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながります。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながります。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせで行いますが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

イ 主なまん延防止対策

個人における対策については、道内における発生の初期段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人込みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、北海道が必要に応じ、不要不急の外出自粛要請等を行った場合は、その対策に協力します。

地域対策・職場対策については、道内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染予防策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施します。

ウ 予防接種

特定接種

(特定接種について)

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。特定接種の対象となり得る者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
となっています。

国では、特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければなりませんとしています。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定めるとしています。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当するとしています。

また、この指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しませんが、政府行動計画では特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加されています。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、

- ①医療関係者
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ④それ以外

の事業者の順とすることを基本としています。

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合の接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項については、国の基本的対処方針により決定されるとともに、接種すべきワクチンについても状況に応じて決定されることとなります。

(特定接種の接種体制について)

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる道職員及び市町村職員については、北海道又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行え

るよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められます。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件とされています。

住民接種

(住民接種について)

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種が行われることとなります。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなります。

政府行動計画では、住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本としています。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておきますが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定するとしています。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本としています。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられますが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、政府行動計画では、以下のような基本的な考え方を踏まえ決定することとして

います。

1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者②成人・若年者③小児④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者②高齢者③小児④成人・若年者

・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者②小児③高齢者④成人・若年者

2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児②医学的ハイリスク者③成人・若年者④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児②医学的ハイリスク者③高齢者④成人・若年者

3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者②小児③成人・若年者④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者②小児③高齢者④成人・若年者

(住民に対する予防接種の接種体制)

住民に対する予防接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図ることとします。

(留意点)

危機管理事態における「特定接種」と「住民に対する予防接種」の2つの予防接種

全体の実施のあり方については、政府対策本部において、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し、決定することとされており、町としても、北海道と連携しながら、適切な接種体制の構築に努めます。

(5) 医療

ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素です。また、健康被害を最小限にとどめることは、町内の社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されますが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要です。

特に、医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要です。

イ 発生時における医療体制の維持・確保について

国内発生早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元します。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行います。新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要があります。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努めます。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行います。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等に

は、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えます。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要です。

ウ 医療関係者に対する要請・指示、補償

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、北海道知事から医療を行うよう要請等が行われます。国と北海道が連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費が弁償されます。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償が行われます。

(6) 町民生活・地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われていています。また、本人の罹患や家族の罹患等により、町民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。

このため、政府行動計画では、新型インフルエンザ等発生時に、国民生活及び国民経済への影響を最小限とできるよう、国、地方公共団体、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要であるとしており、町としても十分な事前準備が図られるよう努めます。

7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

政府行動計画及び北海道行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類しています。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとしています。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大

防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、北海道は地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で判断することとしています。

国、北海道、町、関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとします。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要です。

以下に、地域における発生段階を示します。

発生段階

段 階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 北海道においては、以下のいずれかの発生段階。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期（道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が、疫学調査で追うことができなくなった状態。 北海道においては、以下のいずれかの発生段階。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期（道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載します。新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施することとします。対策の実施方法等については、国が別に定めるガイドラインを参考にします。

1 未発生期

(状態)

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

(目的)

- ・ 発生に備えて体制の整備を行います。
- ・ 国際的な連携の下に発生の早期確認に努めます。

(対策の考え方)

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、町行動計画等を踏まえ国や北海道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進します。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。

(1) 実施体制

ア 町行動計画等の作成

町は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び北海道行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直します。

イ 体制の整備及び国・北海道との連携強化

- ① 町は、取組体制を整備・強化するために、初動対応体制の確立や発生時に備えた町の業務継続計画の策定・見直し等を行います。
- ② 町は、北海道、近隣市町村及び関係機関等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します。

- ③ 町は、国や北海道の支援を得ながら、必要に応じ、自衛隊、警察、消防機関等と連携を進めます。

(2) サーベイランス・情報収集

情報収集

- ① 町は、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集します。
- ② 町は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知します。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、北海道と連携しながら各種媒体を通じ継続的に分かりやすい情報提供を行います。
- ② 町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。

イ 体制整備等

- ① 町は、一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制整備に努めます。
- ② 町は、常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にいかす体制の構築に努めます。
- ③ 町は、国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等相談窓口の設置準備を進めます。

(4) 予防・まん延防止

ア 感染対策の実施

- ① 町、学校、事業者等は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、保健所等に設置される帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。
- ② 町は、国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、関係機関との連携を強化します。

イ 予防接種

- ① 町は、国及び道の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に

基づき、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図ります。

- ② 町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本町以外の市町村における接種を可能にするよう北海道と連携しながら、技術的支援を受け、必要な検討を行います。
- ③ 町は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努めます。

ウ 情報提供

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、国民の理解促進を図るとしており、町としても町民に対し、必要な情報提供に努めます。

(5) 医療

地域医療体制の整備

北海道において、二次医療圏を単位とし、道立保健所を中心として、郡市医師会、地域薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を活用するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備に努めることとしているため、町は北海道の要請に基づき必要な協力を行います。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

ア 要援護者への生活支援

町は、北海道からの要請に基づき、地域感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に係る要援護者の把握とその具体的手続きについて決めておきます。

イ 火葬能力等の把握

町は、北海道が、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討をする際、また、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する際に、必要な協力をします。

ウ 物資及び資材の備蓄等

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備

蓄または施設及び設備の整備に努めます。

2 海外発生期

(状態)

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

(目的)

- ・新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努めます。
- ・国内発生に備えて体制の整備を行います。

(対策の考え方)

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いですが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、北海道と連携しながら強力な措置をとることとします。
- ・対策の判断に役立てるため、北海道との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。
- ・国内発生した場合には、早期に発見できるよう国が実施する国内のサーベイランス・情報収集体制の強化に協力します。
- ・海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促します。
- ・町民生活及び地域経済の安定のための準備を進め、道内発生に備えた体制整備に努めます。

(1) 実施体制

体制強化等

町は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、国及び北海道の動向を見極めながら必要な情報収集に努めるとともに、必要に応じ、庁内会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、初動体制等について協議します。

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

町は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国や北海道等を通じ必

要な情報収集に努めます。

- ・病原体に関する情報
- ・疫学情報（症状、症例定義、致死率等）
- ・治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

イ サーベイランスの強化等

町は、国や北海道が行うサーベイランスの強化の情報を把握し、必要な協力をします。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

町は、北海道と連携し、町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、できる限りリアルタイムで町民に情報提供し、注意喚起を行います。

イ 情報共有

町は、国や北海道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行い、対策の理由、プロセス等の共有に努めます。

ウ 新型インフルエンザ等相談窓口の設置

町は国からの要請に基づき、住民からの一般的な問い合わせに対応できる新型インフルエンザ等相談窓口を設置し、国が作成するQ&A等を参考としながら、適切な情報提供に努めます。

(4) 予防・まん延防止

ア 感染拡大防止策

町は、町民、学校及び事業者等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避ける等の基本的な感染対策の実施を促します。

イ 予防接種

① 特定接種

政府行動計画では、国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報及び社会情勢等の全体状況を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定しています。

町は、国が実施する特定接種に協力するとともに、国と連携し、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種

を行います。

② 住民に対する予防接種

政府行動計画では、国は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始するとしています。

町は、国及び北海道と連携して接種体制の準備を行います。

(5) 医療

ア 新型インフルエンザ等の症例定義

町は、国及び北海道から、新型インフルエンザ等の症例定義について通知等があった場合は、関係機関に周知します。

イ 医療機関等への情報提供

町は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国及び北海道からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

ア 要援護者への生活支援

町は、新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡します。

イ 遺体の火葬・安置

町は、国から「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備する」旨の要請を受けたときは、これに対応する。

3 国内発生早期

(状態)

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性があります。
- ・地域未発生期
道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。
- ・地域発生早期
道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

(目的)

- ・国内での感染拡大をできる限り抑えます。
- ・患者に適切な医療を提供します。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行います。

(対策の考え方)

- ・感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行います。国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときは、国及び北海道と連携しながら積極的な感染拡大防止策等を講じます。
- ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行います。
- ・国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される国内外の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供します。
- ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施します。
- ・国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

国内発生早期に移行し、国が国内での感染拡大防止対策等に関する基本的対処方針を変更した場合は、速やかに国及び北海道の方針に沿った対処方針を決定します。

イ 市町村対策本部の設置

町は、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った場合は、速やかに町対策本部を設置します。

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

町は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国及び北海道を通じて必要な情報を収集します。

イ サーベイランスの強化等

町は、国や北海道が行うサーベイランスの強化の情報を把握し、必要な協力をします。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 町は、北海道と連携し、道内外での発生状況や具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともにできる限りリアルタイムで町民に情報提供します。
- ② 町は、北海道と連携し、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知します。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。

イ 情報共有

町は、国や北海道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行います。

ウ 新型インフルエンザ等相談窓口の設置

町は、国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等相談窓口の体制の充実・強化に努めます。また、状況の変化に応じたQ&Aの改定版の配布を受け、相談対応に活用します。

(4) 予防・まん延防止

ア 感染拡大防止策

町は、地域発生早期となった場合に北海道が行う対策に基づき、町内に係る感染防止策について適切に対応します。

- ① 町は、町民、学校及び事業者等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避ける等の基本的な感染対策を勧奨します。
- ② 事業者等に対し、職場における感染予防策の徹底を要請します。

イ 予防接種

- ① パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要しますが、供給が可能になり次第、町は関係者の協力を得て接種を開始するとともに、国の求めに応じ、接種に関する情報提供を開始します。
- ② 町は、接種の実施に当たり、国及び北海道と連携して、公共施設を活用するか、

医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団接種を行います。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

① 外出自粛の要請に係る周知

町は、北海道から、特措法第45条第1項に基づき、当麻町の区域を対象として、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底の要請があった場合は、町民等に対し迅速に周知徹底を図ります。

② 施設の使用制限の要請に係る周知

町は、北海道から、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業等）の要請があった場合は、関係機関と連携して迅速に周知徹底を図ります。

③ 臨時の予防接種の実施

町は、住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

(5) 医療

医療機関等への情報提供

町は、引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する国及び北海道からの情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

ア 要援護者への生活支援

① 町は、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び北海道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

② 町は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、要援護者に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行います。

イ 遺体の火葬・安置

町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

① 水の安定供給

水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

② 生活関連物資等の価格の安定等

町及び北海道は、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国と連携しながら、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

4 国内感染期

(状態)

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含みます。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性があります。
- ・地域未発生期
道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。
- ・地域発生早期
道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・地域感染期
道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む）。

(目的)

- ・医療体制を維持します。
- ・健康被害を最小限に抑えます。
- ・町民生活及び地域経済への影響を最小限に抑えます。

(対策の考え方)

- ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替えます。
- ・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。
- ・流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。
- ・医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめるよう努めます。
- ・欠勤者の増大が予測されますが、町民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努めます。また、その他の社会活動ができる限り継続するよう努めます。
- ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。
- ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

国内発生早期に移行し、国が国内での感染拡大防止対策等に関する基本的対処方針を変更した場合は、速やかに国及び北海道の方針に沿った対処方針を決定します。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ① 町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置します。
- ② 町が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、北海道と協議しながら特措法の規定に基づく北海道による代行、北海道又は他の市町村による応援等の措置を行うこととします。

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

町は、引き続き、新型インフルエンザ等の発生状況について、国及び北海道を通じ必要な情報収集に努めます。

イ サーベイランスの強化等

町は、引き続き、国及び北海道が行うサーベイランスの情報を把握し、必要な協力

をします。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ① 町は、引き続き、道内外の発生状況や具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともにできる限りリアルタイムで町民に情報提供します。
- ② 町は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。

イ 情報共有

町は、国や北海道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の的確な状況把握を行います。

ウ 新型インフルエンザ等相談窓口の体制充実・強化

町は、国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等相談窓口の体制を継続します。また、状況の変化に応じたQ&Aの改定版の配布を受け、相談対応に活用します。

(4) 予防・まん延防止

ア まん延防止策

町は、引き続き、北海道が行う対策に基づき、町内に係る感染防止策について適切に対応します。

- ① 町は、町民、学校及び事業者等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避ける等の基本的な感染対策を勧奨します。
- ② 事業者等に対し、職場における感染予防策の徹底を要請します。

イ 予防接種

町は、国の対策に基づき予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

① 外出自粛の要請に係る周知

町は、北海道から、特措法第45条第1項に基づき、当麻町の区域を対象として、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底の要請があった場合は、

町民等に対し迅速に周知徹底を図ります。

② 施設の使用制限の要請に係る周知

町は、北海道から、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業等）の要請があった場合は、関係機関と連携して迅速に周知徹底を図ります。

③ 職場における感染対策の徹底の要請に係る周知

町は、北海道から、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請があった場合は、関係機関と連携して迅速に周知徹底を図ります。

④ 臨時の予防接種の実施

町は、町民に対する予防接種については、基本の方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

(5) 医療

ア 医療機関等への情報提供

町は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国及び北海道からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

イ 診療体制の確保と町民への周知

町は、地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を医療機関と連携しながら調整し確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして町民への周知を図ります。

ウ 在宅で療養する患者への支援

町は、国及び北海道と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行います。

エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

町は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国と連携し、町内の医療機関が不足した場合、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、北海道が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供するよう努めます。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

ア 要援護者への生活支援

- ① 町は、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き、国及び北海道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。
- ② 町は、引き続き、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、要援護者に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行います。

イ 遺体の火葬・安置

- ① 町は、引き続き、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。
- ② 町は、北海道と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、町内で火葬を行うことが困難と判断される場合は、他の市町村に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送等の手配を実施します。
- ③ 町は、死亡者が増加し、火葬場の火葬能力が限界を超えることが明らかになった場合には、北海道の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保します。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

① 水の安定供給

水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

② 生活関連物資等の価格の安定等

町は、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国及び北海道と連携しながら、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国及び北海道と連携しながら、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実

を図ります。

さらに、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、国及び北海道と連携しながら、適切な措置を講じます。

③ 要援護者への生活支援

町は、国からの要請に基づき、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応を実施します。

5 小康期

(状態)

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行はいったん終息している状況。

(目的)

- ・ 町民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。

(対策の考え方)

- ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。
- ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供します。
- ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

国が小康期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、速やかに国及び北海道の方針に沿った対処方針を決定します。

イ 緊急事態解除宣言

町は、国が緊急事態解除宣言を行ったときは、対策を見直すなど所要の措置を講じます。

ウ 対策の評価・見直し

町は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、国及び北海道が実施する政府行動計画及び北海道行動計画の見直しを踏まえ、町行動計画の見直しを行います。

エ 町対策本部の廃止

町は、緊急事態解除宣言がされた時には、速やかに町対策本部を廃止します。

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

町は、引き続き、再流行を早期に探知するため、新型インフルエンザ等の発生状況について、国及び北海道を通じ必要な情報収集に努めます。

イ サーベイランスの強化等

町は、引き続き、再流行を早期に探知するため、国及び北海道が行うサーベイランスの強化等の情報を把握し、必要な協力をします。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

① 町は、町民に対し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供します。

② 町は、町民から新型インフルエンザ等相談窓口等に寄せられた問い合わせ、国や北海道、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行います。

イ 情報共有

町は、国や北海道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、国から第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針の伝達を受けるとともに、現場の状況把握を行います。

ウ 新型インフルエンザ等相談窓口の体制の縮小

町は、国の要請に基づき、新型インフルエンザ等相談窓口の体制を縮小します。

(4) 予防・まん延防止

ア まん延防止策

町は、流行の経過を踏まえ、第二波に備えて、拡大防止策を見直し、改善に努めます。

イ 予防接種

町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、町は、国及び北海道と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進めます。

(5) 医療

ア 医療体制

町は、国及び北海道と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻します。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

町は、国及び北海道の方針に基づき、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止します。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

ア 要援護者への生活支援

町は、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び北海道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

町は、国、北海道、指定（地方）公共機関と連携し、道内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。

(参考)

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られており、人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はありませんが、政府行動計画では、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておくこととしています。

町行動計画の関連事項として北海道による対策の概要を示すこととします。

(1) 実施体制

(1)-1 体制強化

① 道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、北海道感染症危機管理対策本部を開催し、国の対策に準じて人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定します。

情報の集約・共有・分析にあたっては、北海道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部が設置されている場合には、所管部局が連携しながら効率的に行います。(保健福祉部、関係部局)

② 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合には、必要に応じ、関係部局において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、国が行う水際対策に協力するとともに、道民への情報提供に関する措置について検討します。(保健福祉部、関係部局)

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

道は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集します。

情報収集源

- ・国の関係機関(内閣官房、厚生労働省、国立感染症研究所、検疫所等)
- ・国際機関(WHO、OIE、国連食糧農業機関(FAO)等)
- ・国立大学法人北海道大学：OIEリファレンスラボラトリー
- ・独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・都府県、市町村

(2)-2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

道は、道内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握します。（保健福祉部）

(3) 情報提供・共有

(3)-1 道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国等と連携し、発生状況及び対策について、道民に積極的な情報提供を行います。（保健福祉部、関係部局）

(3)-2 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、国等から海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報収集を行うとともに、道民に積極的な情報提供を行います。（保健福祉部、関係部局）

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 人への鳥インフルエンザの感染対策

(4)-1-1 水際対策

① 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合に国が実施する水際対策に協力するとともに、道民への注意喚起を行います。（保健福祉部）

② 道は、検疫所から検疫法に基づく通知等を受けた場合には、必要な調査等を行うなど、道内における感染防止に努めます。（保健福祉部）

(4)-2-2 疫学調査、感染対策

① 道は、必要に応じ、国と連携し、積極的疫学調査を実施します。（保健福祉部）

② 道は、国からの要請に基づき、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等の実施に努めます。（保健福祉部）

③ 道は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、国と連携して、自宅待機を依頼します。（保健福祉部）

(4)-2-3 家きん等への防疫対策

道は、道内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施します。（関係部局）

・国との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を行います。（農政部）

- ・殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、道による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請します。（関係部局）
- ・防疫措置に伴い、防疫実施地域における警戒活動等に協力します。（警察本部）

(5) 医療

(5)-1 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 道は、国の助言を受けながら、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断が行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう努めます。（保健福祉部）
- ② 道は、国からの要請に基づき、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施します。また、検査方法について、国から情報提供を受け、道立衛生研究所で実施できるよう努めます。（保健福祉部）
- ③ 道は、国からの要請に基づき、感染症法の規定により鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講じます。（保健福祉部）

(5)-2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合、道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。

- ・海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知します。（保健福祉部）
- ・発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関に周知します。（保健福祉部）

※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具 (Personal Protective Equipment : P P E)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的措置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に感染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 致死率（致命率Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。）が発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性を持つウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。